

南種子町地域防災計画 (資料編)

平成25年度



南種子町防災会議

目 次

1 防災組織に関する資料

1-1	南種子町防災会議条例	1
1-2	南種子町防災会議委員名簿	2
1-3	南種子町災害対策本部条例	3
1-4	防災関係機関	4
1-5	自主防災組織	5

2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1	鹿児島県消防相互応援協定	6
2-2	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	9
2-3	南種子町と鹿児島市との救急業務応援協定	11
2-4	南種子町と霧島市との救急業務応援協定	12
2-5	南種子町と中種子町における非常備消防相互応援協定	13
2-6	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	14
2-7	自衛隊災害派遣（撤収）要請	16

3 危険箇所等に関する資料

3-1	土石流危険渓流Ⅰ	18
3-2	土石流危険渓流Ⅱ	19
3-3	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	20
3-4	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	22
3-5	地すべり危険箇所	24
3-6	山腹崩壊危険地区	25
3-7	地すべり危険地区（山地災害）	25
3-8	崩壊土砂危険地区	25
3-9	建築基準法に基づく災害危険区域	26
3-10	交通途絶予想箇所	26
3-11	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	26

4 避難に関する資料

4-1	避難所一覧	27
4-2	孤立化集落対策マニュアル	28
4-3	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	30

5 気象等観測に関する資料

5-1	注意報・警報及び気象情報の発表	32
5-2	雨量観測所	34

6 通信に関する資料

6-1	防災行政無線の整備状況	35
6-2	同報無線設置箇所	35

7 食糧・応急住宅・水道等に関する資料

7-1	食糧（主食米）の調達先	36
7-2	応急仮設住宅建設候補地	36

7-3	水道施設の概要	37
7-4	給水資機材等の整備状況	37
8	消防・危険物施設等に関する資料	
8-1	消防団の組織	38
8-2	消防団の定員及び装備状況	38
8-3	危険物施設状況	39
9	医療・衛生に関する資料	
9-1	医療機関	41
9-2	ごみ・し尿収集運搬車	41
9-3	廃棄物・し尿処理施設	42
9-4	火葬場	42
10	輸送に関する資料	
10-1	救援物資等集積場所	43
10-2	ヘリコプター緊急時離着陸場予定地	43
10-3	緊急通行車両事前届出書及び届出済証	44
11	その他の資料	
11-1	救助の実施程度、方法及び期間一覧表	45
11-2	指定（登録）文化財一覧	48

1 防災組織に関する資料

1-1 南種子町防災会議条例（昭和38年3月25日条例第11号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南種子町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南種子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ3人、1人、1人、1人及び7人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日からから施行する。

1 - 2 南種子町防災会議委員名簿

(平成22年12月25日委嘱)

No.	役 職	根 拠	根拠詳細
1	南種子町長	第3条第2項	会長（町長）
2	鹿児島地方気象台 気象防災情報調整官	5項1号	指定地方行政機関
3	熊毛支庁 総務企画部長	5項2号	県職員
4	種子島警察署 南種子駐在所巡查部長	5項3号	県警察職員
5	総務課長	5項4号	町職員
6	保健福祉課長	5項4号	町職員
7	建設課長	5項4号	町職員
8	南種子町教育長	5項5号	教育長
9	熊毛地区消防組合 南種子分遣所長	5項6号	消防組合職員
10	南種子町消防団長	5項6号	消防団長
11	九州電力株式会社 熊毛営業所長	5項7号	指定地方公共機関
12	熊毛地区医師会 公立種子島病院長	5項7号	指定地方公共機関
13	南種子町公民館連絡協議会長	5項8号	町長が特に必要と認める者
14	南種子町社会福祉協議会長	5項8号	町長が特に必要と認める者

1 - 3 南種子町災害対策本部条例（昭和38年3月25日）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、南種子町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 防災関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
■ 県		
鹿児島県危機管理局危機管理防災課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町10-1
熊毛支庁総務企画課	0997-22-0001	西之表市西之表7590
西之表保健所	0997-22-0777	西之表市西之表7590
■ 警察・消防		
種子島警察署	0997-22-0110	西之表市西之表16381-9
熊毛地区消防組合	0997-23-0119	西之表市鴨女町248
■ 指定地方行政機関		
九州農政局鹿児島農政事務所	099-222-0121	鹿児島市小川町3-64
九州森林管理局屋久島森林管理署	0997-46-2111	屋久町安房166-5
九州運輸局鹿児島運輸支局	099-222-5660	鹿児島市泉町18-2
九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所	099-223-3296	鹿児島市城南町23-1
大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4440	霧島市溝辺町麓字838
鹿児島地方気象台	099-250-9911	鹿児島市東郡元町4-1鹿児島第2地方合同庁舎
鹿児島海上保安部	099-222-6680	鹿児島市泉町18-2-50
■ 自衛隊		
陸上自衛隊第12普通科連隊（国分自衛隊）	0995-46-0350	霧島市国分福島2-4-14
海上自衛隊第1航空群（鹿屋自衛隊）	0994-43-3111	鹿屋市西原3-11-2
■ 指定公共機関及び指定地方公共機関		
日本郵便(株)鹿児島中央郵便局	099-252-4188	鹿児島市中央町1-2
西日本電信電話(株)鹿児島支店	099-227-9689	鹿児島市松原町4-26
日本銀行鹿児島支店	099-259-3220	鹿児島市上之園町5-15
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600	鹿児島市鴨池新町1-5
日本放送協会鹿児島放送局	099-253-6615	鹿児島市天保山町19-20
九州電力(株)鹿児島支社	099-285-5268	鹿児島市与次郎2-6-16
九州電力(株)熊毛営業所	0997-23-3541	西之表市鴨女町211-1
日本通運(株)鹿児島支店	099-226-6111	鹿児島市浜町1-8
(社)鹿児島県トラック協会	099-261-1167	鹿児島市谷山港2-4-15
熊毛地区医師会	0997-23-2548	西之表市栄町2
熊毛郡歯科医師会	0997-42-2248	上屋久町宮之浦197
■ その他		
種子屋久農業協同組合	0997-27-1211	中種子町野間5281番地
南種子町漁業協同組合	0997-26-4620	南種子町島間1
南種子町商工会	0997-26-0140	南種子町中之上2293-5
南種子町社会福祉協議会	0997-26-1703	南種子町中之上2283
南種子町森林組合	0997-26-1209	南種子町中之上1700-79

1-5 自主防災組織

(平成20年12月末現在)

地区名	組織数	自主防災組織 の隊員数(人)	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている 地域の世帯数	組織率 (%)
平山	4	501	235	235	100.0
荃永	10	549	243	243	100.0
下中	5	252	113	113	100.0
西之	13	930	444	444	100.0
西海	4	263	134	134	100.0
島間	5	735	345	345	100.0
長谷	6	460	236	236	100.0
上中	11	2,875	1,323	1,323	100.0
合計	58	6,565	3,073	3,073	100.0

2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1 鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域の区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(応援隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができる。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

- (1) 第1要請 隣接市町村等間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

- 2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。
- 3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。
 - (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
 - (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
 - (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
 - (5) 使用無線系統
 - (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成18年10月25日

記名押印〔略〕

2-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

記名押印〔略〕

2-3 南種子町と鹿児島市との救急業務応援協定

鹿児島市（以下「甲」という。）と南種子町（以下「乙」という。）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内および鹿児島市到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は、区域内の救急災害について、乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は、乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費その他の費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項その他の協定に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ壱通を所持するものとする。

平成18年3月20日

記名押印〔略〕

2-4 南種子町と霧島市との救急業務応援協定

霧島市（甲）と南種子町（乙）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内及び鹿児島空港到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は鹿児島空港よりの傷病者搬送について乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費、その他の費用の負担については甲乙協議のうえ定める。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、その他の協定の実施に関し必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成17年12月27日

記名押印〔略〕

2-5 南種子町と中種子町における非常備消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、南種子町と中種子町（以下「協定町」という。）が非常備消防の相互の応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、協定町による非常備消防の相互の応援体制を効果的に活用し、住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護し、その被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援対象の災害)

第2条 相互応援の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災、風水害、地震、土砂災害等の発生により応援を必要とするもの
- (2) 協定町相互間の隣接地域に発生した火災

(応援の要請)

第3条 前条の災害が発生した町の長は、協定町の長に対しその災害の概要を通報するとともに、必要とする消防隊、資機材等を明示して応援を要請するものとする。

2 協定町が、前条第2号に規定する火災を覚知し、必要があると認めた場合は、要請を待たず応援することができる。この場合にあってもその応援は、前項の規定により要請があったものとみなす。

(応援隊の派遣)

第4条 応援要請を受けた協定町の長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援要請を受けた協定町の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応じることができないときは、その旨を速やかに応援要請をした協定町の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、法第47条の規定に基づき応援要請をした協定町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、鹿児島県消防相互応援協定第11条の規定を準用する。ただし、第2条第2号の規定に基づく災害の応援に要した消防団員の諸手当及び消火活動中に破損した機械器具の修理費は、応援を要請した協定町の負担とする。

(協定の改廃)

第7条 この協定について改廃の必要が生じたときは、協定町の長が協議してこれを定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、熊毛地区消防組合の消防長及び協定町の消防団長が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年4月1日からその効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の長が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成19年3月30日

記名押印〔略〕

2-6 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1項に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

(県支部等の応援要請)

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

(補則)

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年6月27日から施行する

2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

記名押印〔略〕

2-7 自衛隊災害派遣（撤収）要請

1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

南種子町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

南種子町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要
請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

3 危険箇所等に関する資料

3-1 土石流危険溪流Ⅰ

(平成20年12月現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
502 I -001	その他	古川川	古川川	島間	1.48	2	110	46		県道野間島間港線 国道58号線	2.79
502 I -002	その他	下立石川	下立石川第1	下立石	0.04	8	12	5		県道西之表南種子線	0.00
502 I -003	鹿鳴川	鹿鳴川	鹿鳴川支溪	田代	0.56	5	0	0		町道, 田代公民館	1.11
502 I -004	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第1小川	田代	0.34	8	14	6		町道	0.97
502 I -005	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第3小川	田代	0.02	10	14	6		町道	1.08
502 I -006	鹿鳴川	鹿鳴川	田代第2小川	田代	0.07	9	12	5		町道	0.63
502 I -007	郡川	下中川	下中川	山神	0.14	10	19	8		町道	1.36
502 I -008	郡川	郡川	山神川	山神	0.88	4	24	10		町道	2.09
502 I -009	郡川	西寺川	西寺川	郡原	0.88	4	12	5		町道	3.48
502 I -010	郡川	東寺川	東寺川	郡原	0.58	4	12	5		町道	3.78
502 I -011	郡川	郡川	河内川	河内	0.37	7	2	1		温泉センター, 町道	0.44
502 I -012	宮瀬川	宮瀬川	中野の小川	中之町	0.01	14	29	12		荃南小学校 県道西之表南種子線	0.00
502 I -013	その他	竹崎川	竹崎川	竹崎	0.09	5	14	6		県道荃永上中線, 旅館	1.09

3-2 土石流危険溪流Ⅱ

(平成20年12月現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
502Ⅱ-001	その他	郡部川	郡部川	中塩屋	0.11	8	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-002	—	—	大川第1	大川	0.27	6	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-003	—	—	上立石第1	上立石	0.04	7	7	3	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-004	その他	広浜川	広浜川	上立石	0.15	5	5	2	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-005	その他	上立石川	第1上立石川	上立石	0.08	6	2	1	県道西之表南種子線, 町道	0.00
502Ⅱ-006	その他	下立石川	下立石川	上立石	0.19	6	10	4	県道西之表南種子線	0.00
502Ⅱ-007	その他	下立石川	下立石川第2	下立石	0.12	7	10	4	県道西之表南種子線, 町道	0.00
502Ⅱ-008	—	—	宮三枚第一	宮三枚	0.04	11	5	2	県道西之表南種子線	0.76
502Ⅱ-009	その他	小脇谷川	小脇谷川	前之原	0.10	7	10	4	県道西之表南種子線, 町道	0.61
502Ⅱ-010	鹿鳴川	本村川	本村第1	本村	0.04	16	2	1	県道西之表南種子線, 町道	0.79
502Ⅱ-011	鹿鳴川	本村川	本村第2	本村	0.12	20	2	1	県道西之表南種子線	0.76
502Ⅱ-012	鹿鳴川	小笹谷	小笹谷	本村	0.14	17	2	1	県道西之表南種子線	0.98
502Ⅱ-013	鹿鳴川	本村川	甲屯谷	本村	0.15	18	7	3	県道西之表南種子線, 町道	1.79
502Ⅱ-014	鹿鳴川	本村川	本村川	本村	0.12	21	7	3	県道西之表南種子線, 町道	1.38
502Ⅱ-015	鹿鳴川	鹿鳴川	宇都谷	平野	0.06	16	2	1	町道	0.96
502Ⅱ-016	郡川	郡川	真所の小川	真所	0.06	5	5	2	県道西之表南種子線	0.22
502Ⅱ-017	宮瀬川	宮瀬川	新上里第1	新上里	0.19	12	2	1	県道西之表南種子線	1.79
502Ⅱ-018	宮瀬川	清水川	阿升第1	阿升	0.08	7	7	3	県道荃永上中線, 町道	0.18

3-3 急傾斜地崩壊危険箇所 I

(平成 20 年 12 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共の建物		公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2354	牛野	西海	680	40	35	21			県道	700				
I 1 2355	中之塩屋	西海	250	40	20	9			県道	210				
I 1 2356	大川 1	西海	250	50	30	6	大川小学校		県道	150				
I 1 2357	大川 2	西海	200	50	30	5	上立石公民館		県道	210				
I 1 2358	本村 1	西之	248	30	40	8			県道	260				
I 1 2359	本村 2	西之	325	30	40	16			県道	150	町道	150		
I 1 2360	本村 3	西之	450	40	80	12			県道	150	町道	300		
I 1 2361	田代	西之	200	35	20	6			町道	200				
I 1 2362	雨田	荃永	200	35	30	6			町道	130				
I 1 2363	菅原 1	荃永	300	35	30	10			県道	200				
I 1 2364	菅原 2	荃永	280	60	45	12			町道	250				
I 1 2365	仲之町 2	荃永	200	60	40	12	宇都浦公民館		町道	210				
I 1 2366	仲之町 1	荃永	450	60	40	15	荃南小学校	旅館	県道	60	町道	350		
I 1 2367	浜田	平山	250	35	20	7			町道	250				
I 1 3235	島間中之町	島間	110	60	7	8			町道	100				

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
I 1 3236	阿多	茎永	150	60	70	12			県道	100				
I 1 4238	仲之町 4	平山	150	42	25	5			町道	30				
I 1 4239	大久保	島間	160	32	12	9	少年自然の家		県道	90				
I 1 4241	上之平	中之上	270	42	27	11	上之平公民館		国道	200				
I 1 4242	新栄町 2	中之下	200	67	15	13								
I 1 4243	広田 1	平山	140	45	17	8								
I 1 4627	焼野	中之下	100	33	20	7			町道	100				
I 1 4628	真所 1	西之	190	35	30	5			県道	200				
I 1 4629	大宇都 3	中之上	60	37	25	1	大宇都公民館							
I 1 4630	雨田 4	茎永	170	45	25	3	雨田部隊営農 集落研修センター							
I 1 4631	雨田 5	茎永	200	35	25	7			町道	200				
I 1 4632	菅原 4	茎永	100	32	15	6			町道	60				
I 1 4633	阿竹 2	茎永	180	45	22	5								
I 1 4634	菅原 6	茎永	50	43	15	2	菅原集落営農 研修センター		町道	20				
I 1 4635	大川 4	中之上	120	37	20	6			県道	130				
I 1 4636	広田 2	平山	200	38	12	2	旅館							
I 2 260	西之町 2	平山	53	50	20	3	平山郵便局		町道	60				

3-4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(平成20年12月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設						
							種類	数	種類	数	種類	数	
Ⅱ 1 4205	竹崎2	荃永	100	47	15	4							
Ⅱ 1 4206	大宇都2	中之上	40	35	25	1							
Ⅱ 1 4208	崎原1	西之	60	55	35	1	町道	70					
Ⅱ 1 4209	夏田	中之下	70	38	18	2							
Ⅱ 1 4210	山神	中之下	50	30	20	1							
Ⅱ 1 4211	上里	荃永	50	38	15	1							
Ⅱ 1 4212	雨田2	荃永	60	40	20	2							
Ⅱ 1 4213	雨田3	荃永	55	50	20	1							
Ⅱ 1 4216	雨田6	荃永	60	35	20	1	町道	70					
Ⅱ 1 4217	雨田7	荃永	60	40	20	1	町道	70					
Ⅱ 1 4218	菅原3	荃永	105	42	12	2	町道	110					
Ⅱ 1 4220	菅原5	荃永	40	37	30	1	町道	50					
Ⅱ 1 4221	宇都浦1	荃永	170	54	50	4	町道	170					
Ⅱ 1 4222	阿竹1	荃永	200	78	55	4							
Ⅱ 1 4223	竹崎1	荃永	110	50	25	3							
Ⅱ 1 4224	浜田2	平山	60	37	16	2	町道	70					
Ⅱ 1 4225	仲之町3	平山	150	55	15	2	町道	100					

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4226	牛野 2	島間	100	50	40	3	県道	110				
Ⅱ 1 4227	田代 2	西之	100	37	15	2	町道	100				
Ⅱ 1 4228	新栄町 1	中之下	100	60	20	2						
Ⅱ 1 4230	新栄町 3	中之上	60	35	20	3						
Ⅱ 1 5467	大宇都 1	中之上	270	40	25	3						
Ⅱ 1 5468	水牛	平山	50	50	8	2						
Ⅱ 1 5469	小平山	島間	50	60	13	1						
Ⅱ 1 5470	島間中之町 1	島間	30	40	15	1	町道	20				
Ⅱ 1 5471	宇都浦 2	荃永	40	55	12	1						
Ⅱ 1 5472	阿竹 3	荃永	70	60	35	3	町道	80				
Ⅱ 1 5473	新上里	荃永	30	50	12	1						
Ⅱ 1 5474	有尾	中之上	50	48	16	1						
Ⅱ 1 5475	大川 3	中之上	50	42	20	1	町道	50				
Ⅱ 1 5476	官造牧	西之	55	47	20	1	県道	20				
Ⅱ 1 5477	田代 3	西之	35	35	12	1						
Ⅱ 1 5478	西之町 3	平山	40	43	15	1						
Ⅱ 2 350	西之町	平山	35	65	6	1						
Ⅱ 2 432	上之平 2	中之上	80	50	10	3	町道	90				
Ⅱ 2 433	下立石	中之上	120	60	30	4	県道	130				

3-5 地すべり危険箇所

(平成20年12月現在)

箇所番号	箇所名	河川名			位置		地すべり危険箇所面積	保全人家戸数	公共施設
		水系名	幹川名	溪流名	地名	大字			
58	牛野				南種子町	中之上	4.6	13	県道, 町道
59	河内	郡川	郡川	郡川	南種子町	中之上	8.8	13	県道
64	仲之町	宮瀬川			南種子町	茎 永	10.5	65	県道, 町道, 小学校, 郵便局, 公民館, 旅館

3-6 山腹崩壊危険地区

(平成20年12月現在)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
502-0001	西海	島間	後田	502-0015	荃永	荃永	稲庭
502-0002	西海	島間	長小田	502-0016	荃永	荃永	岩屋
502-0003	西海	島間	通り山	502-0017	荃永	荃永	広丸
502-0004	西海	島間	黒木田	502-0018	荃永	荃永	広丸
502-0005	西海	西之	中嵐	502-0019	平山	平山	永田
502-0006	西之	西之	平九郎	502-0020	西海	島間	広浜
502-0007	西之	西之	宇都	502-0021	島間	島間	赤尾坂
502-0008	西之	西之	中馬	502-0022	平山	平山	大坪
502-0009	下中	中之下	若松作	502-0023	西之	西之	植松
502-0010	下中	中之下	花峰	502-0024	西之	西之	大中峯
502-0011	上中	中之上	山口	502-0025	西海	西之	中嵐
502-0012	荃永	荃永	雨田	502-0026	平山	平山	大浦上
502-0013	荃永	荃永	川頭	502-0027	島間	島間	大久保
502-0014	荃永	荃永	小峰	502-0028	荃永	荃永	菅原

3-7 地すべり危険地区 (山地災害)

(平成22年10月現在)

番号	地区名	位置		備考
		大字	字	
502-0001	平山	平山	西ノ園	町指定
502-0002	西海	西之	大中峯	〃
502-0003	島間	島間	横峯	〃
502-0004	島間	島間	園田	〃
502-0005	島間	島間	古川	〃
502-0006	島間	島間	稲子崎	〃
502-0007	上中	中之上	寺内	〃
502-0008	西之	西之	神ノ山	〃
502-0009	西之	西之	平原	〃

3-8 崩壊土砂危険地区

(平成20年12月現在)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
502-0001	西海	島間	稲野	502-0012	下中	中之下	寺川東山
502-0002	西海	島間	稲野	502-0013	上中	中之下	寺川東山
502-0003	西海	西元	徳丸ヶ野	502-0014	上中	中之上	平谷山
502-0004	上中	中之上	永谷	502-0015	上中	中之上	平谷山
502-0005	上中	島間	大田尾	502-0016	上中	中之上	小平
502-0006	西之	西之	赤尾山	502-0017	長谷	中之上	長谷山
502-0007	西之	西之	通り水	502-0018	長谷	中之上	長谷山
502-0008	西之	西之	後野	502-0019	荃永	荃永	尻無山
502-0009	西之	西之	安平	502-0020	島間	島間	小牧角
502-0010	下中	中之下	大谷	502-0021	島間	島間	井ノ平
502-0011	下中	中之下	上勘八山	502-0022	西海	島間	牛野原

3-9 建築基準法に基づく災害危険区域

該当箇所なし (平成20年12月現在)

3-10 交通途絶予想箇所

該当箇所なし (平成20年12月現在)

3-11 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

該当箇所なし (平成20年12月現在)

4 避難に関する資料

4-1 避難所一覧

地区名	避難所区分	施設名	所在地	電話番号	収容人数 (人)	避難経路	
						国・県道	町道
平 山	1次避難所	平山地区公民館	平山153		70	西之表南種子線	長谷平山線, 西之町浜田線, 仲之町広田線, 西之町広田線
	2次避難所	平山小学校体育館	平山1622	26-7001	200		
荃 永	1次避難所	荃永地区公民館	荃永194-1		100	西之表南種子線, 荃永上中線	荃永上里線, 平梨線, 宇都浦線
	2次避難所	旧荃南中学校体育館	荃永655	26-7631	200		
下 中	1次避難所	下中地区公民館	中之下1191-1		70	西之表南種子線	川内下中線, 夏田郡原線, 上中下中線, 栗屋田8号線
	2次避難所	花峰小学校体育館	中之下1173	26-6430	170		
西 之	1次避難所	西之地区公民館	西之1864-7		100	西之表南種子線	上中西之線, 田代砂坂線, 野大野官造牧線, 平野野尻線, 平野下西目港線, 平野木原線, 平野田尻線, 平野門倉線
	2次避難所	西野小学校体育館	西之1667	26-6255	180		
西 海	1次避難所	西海地区公民館	中之上3672-2		70	西之表南種子線	上中杭風線, 野大野下立石線, 大中峯線, 牛野一里塚線
	2次避難所	大川小学校体育館	中之上3698	26-0556	130		
島 間	1次避難所	仲之町公民館	島間175-2		60	国道58号線, 野間島間線	長谷島間線, 長谷小平山線, 上方大久保線, 上方小平山線, 島間港野久尾線
	2次避難所	島間小学校体育館	島間3611	26-4317	200		
	2次避難所	南種子町自然の家体育館	島間5660-14	26-4191	120		
長 谷	1次避難所	長谷地区公民館	中之上1794		50	国道58号線	長谷平山線, 長谷島間線, 赤石長谷野線, 大宇都摺久保線
	2次避難所	長谷小学校体育館	中之上1794-2	26-0280	160		
上 中	1次避難所	南種子町福祉センター(いきがい活動室)	中之上2283	26-1703	50	国道58号線, 荃永上中線	上中下中線, 上中西之線, 上野共栄線, 上野山崎線, 堂中野線
	2次避難所	南種子町トレーニングセンター	中之上2293-5	26-0250	700		
	2次避難所	中平小学校体育館	中之上2427	26-0291	220		
	2次避難所	南種子中学校体育館	中之下1900	26-2355	350		

4-2 孤立化集落対策マニュアル

[県危機管理防災課]

1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

[孤立化のおそれのある集落(例)]

- 道路状況
 - 集落につながる道路等において迂回路がない。
 - 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
 - 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
 - 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- 通信手段
 - 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
 - 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(区長、班長、消防団員等)を「災害情報連絡員(仮称)」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保する。

(2) N T T

- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下40箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者(県・市町村等)

- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) N T T

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

(4) 道路管理者(県・市町村)

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(6) 警 察

- ・ 安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

4-3 災害時要援護者の避難支援ガイドライン 〔平成17年4月4日 平成19年2月6日改正〕

1 目的

- 大規模災害発生時に高齢者・障害者等の安全確保を図るためには、市町村において、防災、保健福祉関係部局及び関係機関等の連携の下、計画的・組織的に避難支援が実施できる体制を早急に整備する必要がある。
- このため、県において、災害時要援護者の避難支援のための「ガイドライン」を策定するとともに、当該「ガイドライン」に基づき、市町村における「避難支援プラン」の作成を促進し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図る。

2 避難支援に必要な取組み例

(1) 災害時要援護者の把握・確認

- ・ 市町村は、市町村の各部局等が保有する災害時要援護者に関する情報を災害時要援護者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、災害時要援護者の把握と関係部局間での共有化を図る。
また、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、登録制度を設けるなどして、市町村の各部局等が保有する情報だけでは、把握しきれない避難行動要支援者の把握に努める。
なお、災害時要援護者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

(2) 災害時要援護者に関する情報を管理・共有する仕組みの構築

- ・ 市町村は、把握した情報を常時「災害時要援護者台帳（仮称）」として整理し、管理する。
- ・ また、要援護者本人から同意を得ることを基本として、災害発生時における要援護者の避難支援に必要な情報を防災関係機関、福祉・医療関係機関等において共有・活用できる仕組みを検討し、構築する。
※ 要援護者情報……個人情報の取扱いに十分な配慮が必要。

(3) 防災、福祉・医療関係機関・団体との連携体制の確立

- ・ 市町村は、平時から、社会福祉協議会、障害者団体、近隣保健福祉ネットワーク、医療機関、医療関係団体や消防等防災関係機関、自主防災組織、民生委員等との緊密な連携を図り、要援護者の避難支援体制を確立する。
(例) 災害時要援護者対策協議会（仮称）の設置
要援護者の避難支援のための訓練、研修の実施
- ・ また、要援護者の状況に応じた避難先を確保するとともに、災害発生時における迅速・的確な避難支援を行うため、平時から、要援護者の受入先として、社会福祉・医療施設等の収容人員やサービス等の内容を把握するとともに、受け入れ可能な社会福祉・医療施設等と、受入れ時の食事、費用負担等の詳細について協定を締結する。

(4) 災害発生時における災害情報の伝達体制の確立

- ・ 市町村は、防災体制の中に福祉・医療関係機関を早期の段階から取り込むなど、要援護者対策を明確に位置づけるとともに、平時に構築した福祉・医療関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者への避難情報の伝達体制を確立する。
また、災害時要援護者が、避難に時間を要することに配慮して、避難勧告・指示の前段階で早期避難が実施できるような伝達体制を検討する。
- ・ 市町村は、視聴覚障害者等に対して、日常使用している携帯電子メールやテレビ電話等を活用して避難情報を確実に伝達する体制を確立する。

(5) 災害発生時における避難誘導體制の確立

□ 在宅の要援護者の避難誘導

- ・ 市町村は、消防団、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者の安否確認など必要な支援を行う。

※ 支援する項目・様式等を事前に定め、適時・的確に対応できる体制を整備・市町村は、あらかじめ消防団や自主防災組織、近隣保健福祉ネットワーク、福祉・医療関係機関等の協力を得て、要援護者ごとの避難支援者を定めておく。

災害発生時には、避難支援者は、避難支援プランに基づき、要援護者を避難誘導。

□ 施設入所者の避難誘導

- ・ 施設の管理者は、施設で定めている非常災害対策に関する規定等に基づき、入所者を避難誘導する。

(6) 避難所等における支援体制の確立

□ 医療救護体制等の整備

- ・ 要援護者の健康管理や介護・ケア等を行う医師、看護師、保健師等による医療救護体制のほか、手話通訳や福祉相談者、ボランティア等の派遣、福祉用具（車イス、杖等）の提供体制を整備。

市町村は、必要に応じて、あらかじめ関係機関及び事業者と協定を締結。

□ 公民館・学校等避難所における対応

- ・ 避難所の責任者は、避難所での要援護者の状況を把握し、施設入所が必要となった要援護者については、市町村災害対策本部等と連携をとりながら社会福祉施設等へ移送。

□ 社会福祉施設・公共的施設等福祉避難所における対応

- ・ 施設の管理者は、要援護者の状況を把握し、市町村災害対策本部等と連携をとりながら、適切な処遇を行う。

- 被災市町村では、要援護者の受入れ体制が十分に整わない場合も考えられるので、隣接市町村とあらかじめ受け入れ協定を締結しておく。

5 気象等観測に関する資料

5-1 注意報・警報及び気象情報の発表

鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報

(種子島地方)

種 類		発表基準			
注 意 報	気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		
			雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合		
		強 風 注 意 報	強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		
			平均風速が 15m/s 以上が予想される場合		
		大 雨 注 意 報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合		
			1 時間雨量	3 時間雨量	土壌雨量指数基準
			40mm	80mm	99
		大 雪 注 意 報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		
			24 時間の降雪の深さが 5 cm 以上が予想される場合		
		濃 霧 注 意 報	濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合		
		雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合		
		乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合		
			最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合		
		霜 注 意 報	霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合		
最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合					
低 温 注 意 報	低温のため農作物に著しい被害が予想される時。具体的には次の条件に該当する場合				
	冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合				
高 潮 注 意 報	高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位（標高）+2.0m 以上が予想される場合			
波 浪 注 意 報	波 浪 注 意 報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合			

種 類		発表基準			
注 意 報	洪 水 注 意 報	洪 水 注 意 報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合		
			1 時間雨量	3 時間雨量	流域雨量指数基準
			40mm	80mm	—
警 報	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合		
			平均風速が 25m/s 以上が予想される場合		
		暴 風 雪 警 報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合		
			雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合		
		大 雨 警 報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合		
			1 時間雨量	3 時間雨量	土壌雨量指数基準
			70mm	—	163
		大 雪 警 報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合		
			24 時間の降雪の深さが 10 cm 以上が予想される場合		
		高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位が（標高）+2.2m 以上が予想される場合	
波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m 以上が予想される場合			
洪 水 警 報	洪 水 警 報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合			
		1 時間雨量	3 時間雨量	流域雨量指数基準	
		70mm	—	—	

(注) (ア) 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(イ) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(ウ) 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は、国土地理院長の承認による高さ（標高）を基準としている。

(1) 気象情報

気象等の予報に係るある台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

特に、1 時間 110mm 以上の雨量を観測した場合は、直ちに「記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

5-2 雨量観測所

関係土木事務所名	流域河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者（所属）	備考
熊毛	平谷川	上中地域気象観測所	南種子町中之下	アメダス	鹿児島地方気象台長	
	—	南種子町福祉センター	〃 中之上	テレメータ	南種子町長	I S
	—	島間	〃 島間 3611	〃	熊毛支庁土木課長	L S
	—	夏田	〃 中之下 夏田 3330-11	〃	〃	L S

(県水防計画より)

- ※ アメダス：アメダステータ等統合処理システムにより、鹿児島地方気象台に配信される。
 テレメータ：雨量や水位などの観測データを無線回線等により監視局へ収集する。
 (テレメータには、別途自記雨量計及びデジタル雨量計を併設するものを含む。)
 I S：H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備（テレメータ化を含む。）
 L S：H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備

6 通信に関する資料

6-1 防災行政無線の整備状況

(平成 20 年 12 月現在)

地区名	無線等設置状況	戸別受信機設置状況
平 山	同報系	全 戸
荃 永	同報系	全 戸
下 中	同報系	全 戸
西 之	同報系	全 戸
西 海	同報系	全 戸
島 間	同報系	全 戸
長 谷	同報系	全 戸
上 中	同報系	全 戸

6-2 同報無線設置箇所

1. 屋外拡声器

(平成 20 年 12 月現在)

番号	地区名	設置場所	空中線
1	西 之	南種子町西之 1864-7	5 素子
2	島 間	南種子町島間 175-20	3 素子
3	上 中	南種子町中之上 2427	3 素子

7 食糧・応急住宅・水道等に関する資料

7-1 食糧（主食米）の調達先

機関名	所在地	電話番号
九州農政局鹿児島農政事務所	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
鹿児島県農政部農産課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3195

7-2 応急仮設住宅建設候補地

応急仮設住宅必要戸数	34 戸
------------	------

敷地コード	
①グラウンド・公園	④公民館
②小学校	⑤公有地（跡地等）
③中・高校	⑥民有地

整理番号	地名地番	敷地の現状	コード	敷地面積 (㎡)		建設可能 戸数	優先判定
				全体 敷地面積	建設可能 敷地面積		
502-1	中之下 1935-25	住宅用地（中学校農園）	3	2,950	2,950	28	A
502-2	荃永 863-1	旧中学校跡地	5	1,700	1,200	8	B
502-3	西之 1864-7	地区公民館広場	4	950	730	4	B
502-4	中之上 3698	小学校校庭	2	2,300	250	4	C
502-5	島間 5660-14	旧中学校跡地	5	9,800	1,000	4	C
502-6	平山 146-1	地区運動場広場	1	4,800	600	4	B
502-7	中之下 1904	地区運動場広場	1	3,900	800	4	C
502-8	中之上 1830-212	住宅用地	6	1,200	1,200	6	A
合計				27,600	8,730	62	

優先判定	箇所数	建設可能 敷地面積計 (㎡)	建設可能戸数
A	2	4,150	34
B	3	2,530	16
C	3	2,050	12

7-3 水道施設の概要

簡易水道

(平成20年12月現在)

地区名	平山	西部	西之	野大野	島間	中央
原水の種別	表流水	深井戸	表流水	深井戸	表流水	湧水, 表流水
許可年月日	平成13年 11月6日	平成6年 3月10日	昭和38年 12月15日	平成9年 2月26日	平成12年 3月27日	平成14年 12月26日
計画給水人口	830	1,000	500	160	775	4,364
年度末給水人口	498	669	135	108	731	4,192
一日最大配水量	183	233	57	86	288	2,137
普及率(対事業区域内人口)	96.1%					

7-4 給水資機材等の整備状況

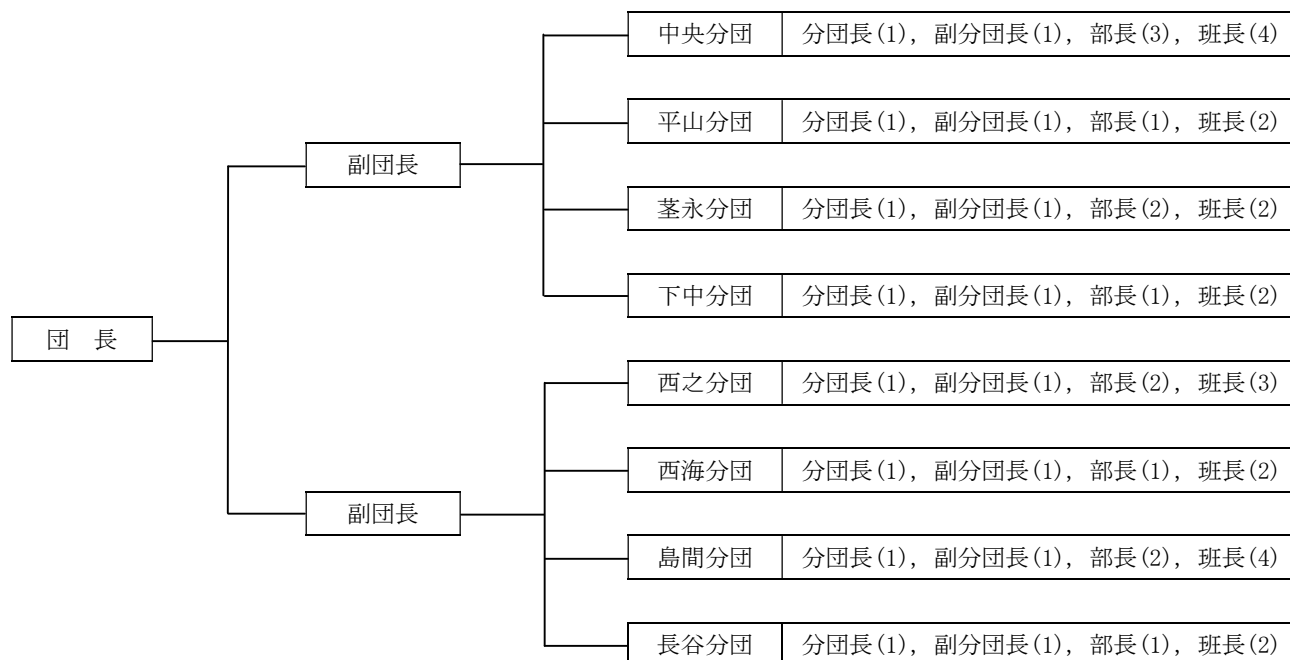
簡易水道

(平成20年12月現在)

資機材等名		数量
車 両	軽トラック	2台
	箱 バ ン	1台
給 水 容 器	給水容器(ポリタンク 200)	5個
	給水容器(ポリタンク 60)	5個
機 材	パイプ圧着機	3台
	発 電 機	1台
	水中ポンプ	4台
	投 光 機	3台
	コンクリートカッター	1台
	高圧洗浄機	1台
	草 払 機	4台
	ランマープレート	1台
原動機付ポンプ	2台	

8 消防・危険物施設等に関する資料

8-1 消防団の組織



8-2 消防団の定員及び装備状況

(平成 20 年 12 月現在)

本部・分団名	定員 (人)	装 備			
		タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ
団本部	3				
中央分団	28	2	1		1
平山分団	15			1	1
荃永分団	17			2	2
下中分団	15			1	1
西之分団	22			1	1
西海分団	15			1	1
島間分団	23		1		1
長谷分団	15			1	1
合計 (8分団)	153	2	2	7	9

8-3 危険物施設状況

(平成20年12月現在)

番号	名称	住所	電話番号	製造所等
1	JAXA 種子島宇宙センター	荃永字麻津	26-2111	屋内貯蔵所(3), 屋外タンク貯蔵所(5), 地下タンク貯蔵所(2), 屋外貯蔵所, 一般取扱所(6)
2	九州電力株式会社 新種子島発電所	島間 67 番地 2	26-4750	屋内貯蔵所, 屋外タンク貯蔵所(3), 屋外貯蔵所, 一般取扱所(3), 移送取扱所
3	日油株式会社 種子島事業所	平山 3138-4	26-2961	屋内貯蔵所(2), 一般取扱所(4)
4	株式会社コスモテック 南日本事業部	荃永 607-1	26-7311	屋内貯蔵所
5	日米礦油株式会社 種子島営業所	島間 67-8	26-4041	屋外タンク貯蔵所(8), 一般取扱所
6	株式会社中村建設興業	中之上 2190-1	26-0726	屋外タンク貯蔵所
7	有限会社永松産業 島間澱粉工場	島間 5238	26-4420	屋外タンク貯蔵所
8	有限会社永松産業 南種子給油所	中之上 1711-5	26-0300	地下タンク貯蔵所(長谷摺久保), 移動タンク貯蔵所(2), 給油取扱所, 一般取扱所(長谷摺久保)
9	南種子町葉たばこ生産組合 共同乾燥場	中之下 1866-1		屋外タンク貯蔵所
10	有限会社和人組	中之上 2183	26-0078	屋外タンク貯蔵所(2), 給油取扱所, 一般取扱所
11	公立種子島病院	中之上 1700-22	26-1230	地下タンク貯蔵所
12	種子島岩崎ホテル	荃永 3367	26-6888	地下タンク貯蔵所
13	N T T 南種子交換局	中之上 2263-3		地下タンク貯蔵所
14	河内温泉センター	中之上 341	26-2510	地下タンク貯蔵所

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
15	大和温泉	中之上 2749-4	26-1888	地下タンク貯蔵所
16	有限会社船川石油店 上中給油所	中之上 2246	26-1261	移動タンク貯蔵所, 給油取扱所
17	有限会社船川石油店 島間給油所	島間 67-23	26-4539	給油取扱所
18	有限会社船川石油店 荃永給油所	荃永 1839-2	26-7724	給油取扱所
19	南種子漁業協同組合	島間 1	26-4620	移動タンク貯蔵所
20	大慶興業株式会社	島間 5660-17		移動タンク貯蔵所(2)
21	種子島石油株式会社 南種子支店	中之上 2192-2	26-0125	移動タンク貯蔵所, 給油取扱所
22	J A 種子屋久 第一給油所	中之上 2521-2	26-0123	移動タンク貯蔵所, 給油取扱所
23	J A 種子屋久 荃永給油所	荃永 657-1	26-7238	給油取扱所
24	林運送	中之上 2749-4	26-1164	移動タンク貯蔵所

9 医療・衛生に関する資料

9-1 医療機関

名称	所在地	電話番号	FAX	診療科目
公立種子島病院	中之上 1700 番地 22	26-1230	24-1062	内科, 外科, 眼科, 心療内科, 消化器内科, 消化器外科, 循環器内科, 脳神経外科, リハビリテーション科, 耳鼻咽喉科, 皮膚科
池村医院	中之上 3186-8	26-6060	26-1801	内科, 泌尿器科
南種子歯科診療所	中之上 1700 番地 22	26-1000	26-1014	歯科
とうげ歯科医院	中之上 2494-19	26-0019	26-0019	歯科

9-2 ごみ・し尿収集運搬車

(平成 20 年 12 月現在)

区分	ごみ						し尿		合計	
	塵芥車		トラック等		小計		糞尿車			
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
直営分										
委託業者分	3	9	1	4	4	13			4	13
許可業者分			18	62	18	62	8	24	26	86

9-3 廃棄物・し尿処理施設

1 南種子町清掃センター

所在地（電話番号）	中之下 1792-1 (26-0273)
敷地面積	4,922 m ²
可燃物（燃えるゴミ）処理施設	竣 工：平成8年3月20日 処理方式：燃焼ストーカ方式 処理能力：19.25 t / 14h × 1基
不燃処理施設	竣 工：平成8年3月20日 処理方式：受入ホッパー直投方式 （鉄・スチール磁選選別圧縮機，回転式ハンマー破碎機） 処理能力：4 t / 5 h
埋立最終処分場	竣 工：昭和55年4月 埋立容量：50,000 m ³
処理区域の概況（平成19年4月1日現在）	処理区域：南種子町 人 口：6,668人 世 帯 数：3,087世帯

2 中南広域し尿処理場

所在地（電話番号）	中種子町野間 17007-25 (27-1457)
敷地面積	5,192 m ²
可燃物（燃えるゴミ）処理施設	竣 工：昭和48年3月（改修 平成15年3月） 処理方式：標準脱窒素処理+高度処理 処理能力：30kℓ / 日（し尿 10 kℓ / 日，浄化槽汚泥 20 kℓ / 日） 処理計画人口：15,924人

9-4 火葬場

中南広域斎苑

所在地（電話番号）	中種子町野間 15195-2 (27-3444)
敷地面積	6,616 m ²
斎場施設	竣 工：昭和62年4月 施 設 数：火葬炉2基，冷却室2基

10 輸送に関する資料

10-1 救援物資等集積場所

名 称	所在地	電話番号	面 積
農業者トレーニングセンター	中之上 2293-5	26-0250	1,821 m ²
中平小学校体育館	中之上 2427	26-0291	617 m ²
南種子中学校体育館	中之下 1900	26-2355	1,182 m ²

10-2 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

名 称	所在地	設置（管理）者	連絡先	面積, その他
緊急ヘリポート	中之下 1866-1	南種子町	26-1111	8,568 m ² 照明あり
前之峯陸上競技場	中之上 2260-1	南種子町	26-1111	23,485 m ² 照明あり
旧西野中学校	西之 1664	南種子町	26-1111	7,200 m ²
旧平山中学校	平山 149	南種子町	26-1111	4,878 m ²
自然の家	島間 5660-14	南種子町	26-1111	9,836 m ²
旧茎南中学校	茎永 880	南種子町	26-1111	4,100 m ²

10-3 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用 <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</h2> 平成 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 申請者住所 (電 話) 氏 名 印	
番号標に標示 されている番号 (登録番号)	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)	
使用者	住 所 () 局 番 氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
第A- 号	
災害応急対策用 <h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出済証</h2> 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 平成 年 月 日 鹿児島県公安委員会 印	
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署(幹部派出所を含む)、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両が廃車となったとき。 3 その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	

11 その他の資料

11-1 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

(最終改正 平成18年4月1日厚生労働省告示第284号)

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項
避難所の設置	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗器材費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金 ・借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	(基本額) ・避難所設置 100人1日当たり30,000円以内(加算額) 冬季(10月～3月)については別に定める額を加算する。 ・天幕借上、仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費は別途計上 ・福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通信施設の確認(非常通信方法の教示)
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の搜索」として取り扱う。 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・救出に必要な機械器具、要員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送の方法
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	・1人1日当たり1,010円以内 ・食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額以内であればよい。 ・被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の差別なし)	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費 ・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・浄水用の薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	飲料水の必要量及び輸送方法
障害物の除去	1 自力では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合	・対象数 半壊、床上浸水世帯の15%以内 ・除去に必要な機械器具等の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	・1世帯当たり137,000円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握 ・障害物が住居の中に運び込まれている状況の確認(日常生活上の支障の程度) ・障害物の除去に必要な機械器具並びに賃金職員等の確保
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	被害者の実情に応じ ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材料	災害発生の日から10日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	・夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内(単位 円)	・被害世帯区分の確認〔全壊(焼)、半壊(焼)、床上浸水〕 ・物資配分計画表の作成(購入品目の検討) ・物資の調達方法(特に現地調達可能量の検討) ・物資の配布の方法〔賃金職員、車の確保並びに受領証の作成、寄贈物品との区別を明確にする。(災害救助法に基づく救援物資とその他日赤救援物資等)〕

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上1人 を増やすご とに加算す る額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 消失</td> <td>夏</td> <td>17,200</td> <td>22,100</td> <td>32,600</td> <td>39,000</td> <td>49,500</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,400</td> <td>36,700</td> <td>51,400</td> <td>60,100</td> <td>75,400</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,200</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>					区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増やすご とに加算す る額	全壊 全焼 消失	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200	冬	28,400	36,700	51,400	60,100	75,400	10,300	半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300	
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増やすご とに加算す る額																																						
全壊 全焼 消失	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200																																						
	冬	28,400	36,700	51,400	60,100	75,400	10,300																																						
半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																						
	冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																						
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者(世帯単位)	<ul style="list-style-type: none"> 対象数半壊(焼)世帯数の30%の範囲内 修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費 	災害発生の日から1か月以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	<ul style="list-style-type: none"> 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり500,000円 実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象世帯数の適正な把握、修理箇所の確認(居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分) 工事請負契約の締結 完成検査の実施 																																								
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	<ul style="list-style-type: none"> 診療 薬剤又は治療材料の支給 処置、手術その他の治療及び施術 病院又は診療所への収容 看護 	災害発生の日から14日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	<ul style="list-style-type: none"> 救護班(原則とする。)使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 施術者協定料金の額以内 患者等の移送費は別途計上 	<ul style="list-style-type: none"> 応急的処置であること。原則として救護班の診療を受けさせること。病院又は診療所との連絡 																																								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	<ul style="list-style-type: none"> 助産の範囲 分べんの介助 分べん前分べん後の処置 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 	分べんした日から7日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	<ul style="list-style-type: none"> 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額 妊婦等の移送費は別途計上 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として救護班の診療を受けること。 産院又は一般の医療機関でも差し支えない。 																																								
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)	<ul style="list-style-type: none"> 教科書及び教材 文房具 通学用品 	災害発生の日から教科書-1か月以内 文房具及び通学用品-15日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	<ul style="list-style-type: none"> 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費・文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円 中学校生徒1人当たり4,400円 高等学校等生徒1人当たり4,800円 備蓄物資は評価額 入・進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の確実な人員把握 教科書の確保に努める。 教材については、県、町教育委員会に届出又は承認を受けたもの 																																								

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	・洗浄、消毒等 1体当たり3,300円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体当たり5,000円以内 ・ドライアイスの購入等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ・検案 (救護班以外は慣行料金) ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・救助の実施機関である県知事、町長(補助又は委任)のみが行う。 ・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う。 ・検案は原則として救護班が行う。
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施する者に支給	・棺(附属品を含む。) ・埋葬又は火葬に要する物品(賃金職員等雇上費を含む。) ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	・1体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。 ・災害のため埋葬を行うことが困難
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)	・設置基準戸数全壊(焼)及び流失した世帯数の合計の30%以内 ・整地費、建築費 ・附帯工事費、労務費、輸送費、建築事務費	災害発生の日から20日以内 (ただし厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	・基準面積は平均1戸当たり29.7㎡(9坪)であればよい。 また実情に応じ、市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 ・限度額1戸当たり 2,342,000円以内 ・供与期間 2年以内 ・県外からの輸送費は別枠とする。 ・同一敷地内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	・対象世帯の適正な把握(前年中の課税標準額等に基づく検討) ・住宅の設置場所、建設用地の選定、確保 ・業者との工事請負契約の締結 ・完成検査の実施(建築技術者の検査を受ける。)
輸送費及び賃金職員等雇上費	・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救援用物資の整理配分		救助の実施が認められる期間以内	・当該地域における通常の実費	・各救助の種目により異なる。
実費弁償	・災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者		救助の実施が認められる期間以内	(日当1人1日当たり) ・医師、歯科医師 17,400円以内 ・薬剤師 11,900円以内 ・保健師、助産師、看護師 11,400円以内 ・土木技術者、建築技術者 17,200円以内 ・大工、左官、とび職 20,700円以内	・時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
	・災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者			・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	

11-2 指定（登録）文化財一覧

区分	種別	名称	所在地		指定年月日
県	有形文化財 (考古資料)	鰐口	下中	下中八幡神社	昭和42年3月31日
	史跡	横峯遺跡	島間		平成15年4月24日
	無形民俗文化財 (芸能)	蚕舞	平山		昭和43年3月31日
	無形民俗文化財 (芸能)	座敷舞	平山		昭和43年3月31日
町	無形民俗	真所八幡神社お田植え祭り	下中真所		昭和47年3月30日
	史跡	貫門	島間稲子泊		昭和47年3月30日
	無形民俗	西之本国寺盆踊	西之		昭和47年3月30日
	無形民俗	広田石塔祭	平山広田		昭和47年3月30日
	史跡	広田遺跡	平山広田		昭和47年3月30日
	名勝	門倉・前之浜自然公園	西之～荃永		昭和47年3月30日
	史跡	岩穴	平山広田		昭和47年3月30日
	史跡	砂坂孫左エ門の碑及び業績	西之字大中峰		昭和55年3月7日
	史跡	上妻城址	島間字内城		昭和56年1月1日
	天然記念物	枕状溶岩	西海上立石		昭和56年1月1日
	天然記念物 史跡	大塚山のヤッコ草及び石塔	島間字大久保		昭和56年1月1日
	天然記念物	田代化石	西之田代		昭和56年4月11日
	史跡	種子島製塩初地	西海下立石		平成3年5月1日
	天然記念物	インギー鶏	下中真所		平成4年9月14日
	天然記念物	オニバス	荃永	種子島宇宙センター	平成7年9月28日
天然記念物	河内の化石群	上中		平成17年6月24日	